検討資料

### 抜本的な条例制定権の拡大に向けた論点整理

### 1 論点整理の趣旨

- 〇 一括法の制定により、従来法令で定められていた全国一律の基準が、各自治体の条例に委任されることとなり、この意味で条例制定権は拡大された。しかし、福祉施設の設置基準などについては、配置職員数や居室面積等の条例内容を政省令で拘束する「従うべき基準」が設定され、各自治体の自主性・自立性が高まらない部分も多い。
- 全国知事会は、地方の自主性・自立性を確保するため、「従うべき基準」については、廃止または「参酌すべき基準」化など、地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、更なる条例制定権の拡大を求めてきた。また、全国知事会地方分権推進特別委員会において、抜本的な条例制定権の拡大に向け、「上書き権」の検討を求める意見や、政省令が条例を拘束する仕組みを疑問視する意見も出されたところである。
- このため、「上書き権」など、抜本的な条例制定権の拡大に向けたいくつ かの論点を取り上げ、検討し、今後の知事会提言の参考とするために整理 したものである。

### 2 これまでの主な議論

- (1) 地方分権改革推進委員会における検討
  - 〇 平成19年4月1日に発足した政府の地方分権改革推進委員会(以下、「分権委員会」)は、同年5月30日にまとめた「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」において、「条例による法令の上書き権を含めた条例制定権の拡大」を掲げ、以後、調査審議を進めてきた。
  - この「上書き権」の意味するところについては、第2次勧告において

は「条例による補正(「上書き」)」とされていたが、その後の委員会 審議を経て、第3次勧告において、「現在、国の法令で設定されている 基準を条例に委任することとした上で、必要最小限のものを『参酌すべ き基準』に移行させる見直しについても、地方自治体の条例による国の 法令の基準の『上書き』を許容するものということができる。」と示さ れた。

〇 つまり、分権委員会においては、「参酌すべき基準化」が「条例による法令の上書き」の一つとされた。

このように個別法において条例委任することをもって「上書き」とする手法は、一括法が初めてではなく、例えば、水質汚濁防止法第3条においても見られるところである。この手法は、法令において、「できる部分」を示したうえで、「条例による法令の上書き」を認めているものと言える。

- (2) 判例における「条例による法令の上書き権」
  - 「できる部分」が法令に明文化されていないということをもって、即 時に条例による上書きを認めないということにはつながらない。

条例は、「法律の範囲内」(憲法第94条)で制定できるものであり、 判例(最大判昭和50年9月10日)によると、『条例が国の法律に違反 するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、そ れぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があ るかどうかによってこれを決しなければならない。』としている。

○ 現時点では、判例上は、条例による法令の上書きについて、通則的な 原則・基準が定立されているとは言い難い。

この点は、今後、地方自治体が積極的に条例制定権を活用することにより、既存法令との関係について、議論が惹起されることにより、定立されていくことも予想される。

- 3 抜本的な条例制定権の拡大に向けた論点整理
- (1)「通則法による上書き権」
  - 個別法で各種規定を「条例に委任する」ことで「上書き権」とするの

が、分権委員会第3次勧告、そして一括法へと続く流れである(「個別法による条例委任」)が、このような仕組ではなく、上書きの是非そのものを自治体に主体的に選択できるようにするため議論されているのが、「通則法による上書き権」である。

これは、地方自治法又は新法において、地方自治体が、他の法令に特別の定めがある他、条例により、法令の特則(特例)を規定することができることを明示すること、すなわち通則規定で条例による国の法令の「上書き」権を保障することを法律において定めることを指している。

- この主張については、「後法は前法を破る」「特別法は一般法に優先する」という2つの原則に照らすと、たとえ通則規定を含んだ法律(一般法)が制定されたとしても、個別法(特別法)において、当該規定は及ばない旨の定めがなされると、その部分につき条例で規定することは出来ないことになるとの指摘がある。
- この通則規定による上書き権の保障については、第3次勧告において、 『個別の法令の内容を問わず、通則規定で条例による国の法令の「上書 き」権を保障することをめぐって様々な意見があるが、(中略)引き続 き、慎重な検討が必要である。』と整理されている。その理由として、
  - ・ 法律の制定は、「国権の最高機関」とされている国会によって行われること (憲法第41条)。
  - ・ 地方自治体の条例制定権は「法律の範囲内」とされていること(憲法 第94条)。
  - ・ 政令は「憲法及び法律の規定を実施するため」に、府令・省令は「法 律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任 に基づいて」制定されるものであり、特に、それらによって罰則を設 けたり義務を課したり国民の権利を制限したりするのはすべて法律の 委任に基づいて行われるものであること(憲法第73条、内閣法第11条、 内閣府設置法第7条、国家行政組織法第12条)

が挙げられている。

○ 確かに、こうした「通則法による上書き」は、分権委員会が採用した「個別法による条例委任」の流れと異なることから、現実的なハードルの高さに加え、一般法と特別法の関係などから他の法令を当然に拘束することにならないことから、条例制定権の拡大に向けた「特効薬」とは言い難い。

- 〇 しかし、地方自治法などの一般法において通則的な規定を設けることは、「①一般法に通則規定を置いて、個別法に対して方向付けをすることはできる(個別法に規定がなければ通則規定が適用になる)。さらに、②一般法に、『他の法令の規定にもかかわらず』と規定することによって、その方向づけを強めることもできる。」(斎藤誠「義務付け・枠付けの見直しの展望と課題」都市問題 2010 年 6 月号)という意味もある。
- 〇 また、地方自治法と他の法令の関係についても、「これらの諸法(注: 国会法、内閣法、地方自治法等)は、いずれも憲法の明示的な委任に基づいて制定された憲法実施法(または憲法附属法)と称しても決して不自然ではない法律なのであって、同じく国会によって制定された法律ではあるものの、その他の通常の法律とは別格の法的効力を有する法律として制定され解釈適用されることも、あながち全く根拠のないことではないのではなかろうか」(西尾勝「地方政府基本法についての意見」第2回地方行財政検討会議資料)との見解もあり、地方自治法にこうした規定の明記を盛り込むことは、十分検討されるべきである。
- こうしたことを考えると、「通則法による上書き権」を地方自治法又は 新法に設けることは、「特効薬」ではないにしろ、国法秩序の中における 一つの方向付けを示すものとして一定の意味はあると考える。

また、「通則法による上書き権」が一般法としてある場合には、それを 制約する立法を特別法で行う際に、地方として、何故、そのような特別 法が必要となるのか、という説明を政府に対して強く求める「足がかり」 となることから、地方としてもその実現に向けて取り組む価値があるも のと考える。

その際には、国の立法権との関係から、国による条例の違法確認訴訟 の是非など国の関与についても十分検討されることとなる。

### (2) 政省令と条例の関係

○ 各省限りで制定される省令が条例を拘束していること、中でも「従うべき基準」については、地方自治法第2条第2項に「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」とされていることから、省令で「従うべき基準」を設けることは許されない、という議論もあるが、

現在の従うべき基準はいずれも法律の委任を受けており、形式的には、 省令で従うべき基準を設けることは可能とされている。

- 〇 しかし、第1次、第2次一括法でみられる従うべき基準は、法律には 基準の目安となるものが十分示されていないことから、白紙委任的に各 省に委ねられているものもあり、実質的には、省令で条例を拘束してい ると言える。
- こうしたことを考えると、「従うべき基準」は地方の自治立法である条例を実質的に拘束するものであることから、法律の委任を受けたものであるとしても、各省限りで制定される省令ではなく、閣議決定される政令で規定すべきと考える。

条例は地方の自治立法として、憲法第94条に直接の根拠を持つことから、条例内容を「従うべき基準」により実質的に拘束するものは、法律の委任があったとしても、同じく憲法第73条に直接の根拠を有する政令とすべきである。

- 〇 また、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)においては「法令に基づいて処理される自治事務に係る基準のうち必要なものは、通達によらず、法律又はこれに基づく政令(法律又はこれに基づく政令の委任に基づく省令又は告示を含む。)に定める。」とあるが、「(法律又はこれは基づく政令の委任に基づく省令又は告示を含む。)」との規定は削除されるべきと考える。
- 〇 このように「従うべき基準」を政令に限定する効果としては、政府内におけるチェックのみならず、地方自治法第263条の3に規定する事前情報提供制度を活用した地方側からのチェックを確実なものとすることにより、第3次勧告に従った真に必要な場合に限定した基準設定を行わせるなど地方の条例制定権の保障につなげることが期待される。
- O なお、国が政省令で定めた基準を、地方には規則でなく条例で規定することを義務付けることは、そもそも自治立法権の不当な介入に当たる との意見もある。

これについては、法律の範囲内において主体的に条例を制定できるという地方自治体の自治立法権の保障という観点からの検討が必要である。

### (3) 立法原則の閣議決定と法制化

- 条例制定権の拡大を図るためには、今後、制定・改正される法令は、原則として分権委員会の勧告の趣旨を踏まえたものでなければならない。この点、第3次勧告において『今後、制定、改正される法律は、今次の地方分権改革で定立した義務付け・枠付けに係る国の立法に関する原則、すなわち、第2次勧告第1章2(2)で明らかにしている、義務付け・枠付けの見直しの具体的な方針に沿ったものとなるようにすべきである。このためには、地方分権改革推進計画において、この義務付け・枠付けに関する原則を明確に位置付けるべきである。さらに、今後、この原則について法律上明確にすることも検討すべきである。』としている。
- 〇 しかし、この立法の原則は、平成21年12月に閣議決定された地方分権 改革推進計画に盛り込まれず、結果として、分権委員会の勧告に比べて、 従うべき基準が増加するなど、この原則は政府内で共有されているとは 言い難い。

今後新たに新設・改廃される法令においても、勧告の趣旨に沿わない 法令が制定される可能性がある。

- ※別添、『分権委員会の勧告どおりの見直しとなっていない「従うべき 基準」の例』を参照。
- 全国知事会としては、既に、「『義務付け・枠付けに関する立法の原 則』による『チェックのための仕組み』を政府部内で確立すること。」 を求めている。

義務付け・枠付けに係る国の立法に関する原則及びメルクマール等を、まずは平成24年夏に政府が策定する予定の地域主権推進大綱等において閣議決定し、次いで、地方自治法の抜本改正の際には、これらを立法原則として法制化することが必要である。

これは、政府と地方側の義務付け・枠付けの長期間にわたるこれまで のような協議、いわばイタチごっこを終わらせることにつながり、結果 として、地域の自主性・自立性向上の担保となると考える。

# 4 まとめ

- 〇 今後とも、政府に対して、平成24年夏に策定する予定の地域主権推進大綱及び地方自治法の抜本改正の際に必要な事項を盛り込むべく働きかけを 行うことを視野に入れ、検討を進める。
- また、地方からの運動論として、地方が今後、地域における課題解決の 手段として、法令による対応では不十分と判断する際には、独自の条例を 制定することにより、個別法との関係を個々具体的に検討することで、条 例制定権の拡大を実践面から求めていくことも考えられる。

# 分権委員会の勧告どおりの見直しとなっていない「従うべき基準」の例

# 1. 第1次一括法等(第1次見直し)

法 律 名	条項(一括法後)	概要	「従うべき基準」とされている内容	第3次勧告 条例制定基準
	第21条の5の18 第1項	指定通所支援の従業者に 関する基準	・指定通所支援に従事する従業者及びその員数	標準(員数)
		指定通所支援の設備及び 運営に関する基準	・指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定 通所支援の事業の設備に関する事項であって障害児の健全な発 達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第2項		・指定通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第24 条の12 第1項	指定障害児入所施設等の 従業者に関する基準	・指定入所支援に従事する従業者及びその員数	標準(員数)
児童福祉法	第24 条の12	指定障害児入所施設等の 設備及び運営に関する基 準	・指定障害児入所施設等に係る居室及び病室の床面積その他指 定障害児入所施設等の設備に関する事項であって障害児の健全 な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第2項		・指定障害児入所施設等の運営に関する事項であって、障害児の 保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処 遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとし て厚生労働省令で定めるもの	
		児童福祉施設の従業者、 設備及び運営に関する基 準	・児童福祉施設に配置する従業者及びその員数	標準(員数)
	第45条 第1項		・児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施 設の設備に関する事項であって児童の健全な発達に密接に関連 するものとして厚生労働省令で定めるもの	
			・児童福祉施設の運営に関する事項であって、児童(助産施設にあっては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
		養護老人ホーム及び特別 養護老人ホームの従業 者、設備及び運営に関す る基準	・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及び その員数	標準(員数)
老人福祉法	第17条 第1項		・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積	
			・養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
介護保険法		基準該当居宅サービスの 従業者、設備及び運営に 関する基準	・基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従 業者の員数	標準(員数)
	第42条 第1項		・基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積	
			・基準該当居宅サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
		基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準	・基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当 該従業者の員数	標準(員数)
	第54条 第1項		・基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積	
			・基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第74条 第1項	指定居宅サービス事業者 の従業者に関する基準	・指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者 の員数	標準(員数)

法律	名	条項(一括法後)	概要	「従うべき基準」とされている内容	第3次勧告 条例制定基準
		指定居宅サービス事業の 設備及び運営に関する基 準	・指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積		
	第74条 第2項		・指定居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの		
	第78条の4 第1項	指定地域密着型サービス 事業者の従業者に関する 基準	・指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該 従業者の員数	標準(員数)	
			指定地域密着型サービス	・指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積	
		<b>第70冬</b> の4		<ul><li>・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員</li></ul>	標準(利用定員)
	第78条の4 第2項	事業の設備及び運営に関する基準	・指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、 利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処 遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものと して厚生労働省令で定めるもの		
		第88条 第1項	指定介護老人福祉施設の 従業者に関する基準	・指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数	標準(員数)
			指定介護老人福祉施設の 設備及び運営に関する基 準	・指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積	
		第88条 第2項		・指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
		第97条 第2項	指定介護老人保健施設の 従業者に関する基準	・介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並び にそれらの員数	標準(員数)
A =# /D BA > ±		第97条 第3項	指定介護老人保健施設の 設備及び運営に関する基 準	・介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
介護保険法		第110条 第1項	指定介護療養型医療施設 の従業者に関する基準	・指定介護療養施設サービスに従事する従業者及びその員数	標準(員数)
			<del>坐</del> 干	・指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積	
		第110条 第2項		・指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であって、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
		第115条の4 第1項	指定介護予防サービス事業者の従業者に関する基準	・指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従 業者の員数	標準(員数)
		第115条 <i>0</i> 04 第2項	指定介護予防サービス事 業の設備及び運営に関す る基準	・指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床 面積	
				・指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第115条の14 第1項	指定地域密着型介護予防 サービス事業者の従業者 に関する基準	・指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数	標準(員数)	
		第115条 <i>の</i> 14 第2項		・指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積	
				<ul><li>・介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型 通所介護の事業に係る利用定員</li></ul>	標準(利用定員)
				・指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	

法 律 名	条項(一括法後)	概要	「従うべき基準」とされている内容	第3次勧告 条例制定基準
	第30条第1項	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準	・基準該当障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数	標準(員数)
			・基準該当障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面 積	
			・基準該当障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の安全の確保及び秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第43条 第1項	指定障害福祉サービス事 業者の従業者に関する基 準	・指定障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数	標準(員数)
	第43条	指定障害福祉サービス事 業の設備及び運営に関す る基準	・指定障害福祉サービスの事業に係る居室及び病室の床面積	
	第2項		・指定障害福祉サービスの事業の運営に関する事項であって、障害者又は障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害者等の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第44条 第1項	指定障害者支援施設の従 業者に関する基準	・施設障害福祉サービスに従事する従業者及びその員数	標準(員数)
障害者自立支援法	第44条 第2項	指定障害者支援施設の設 備及び運営に関する基準	・指定障害者支援施設等に係る居室の床面積	
			・指定障害者支援施設等の運営に関する事項であって、障害者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第80条 第1項	障害福祉サービス事業、 地域活動支援センター及 び福祉ホームの設備及び 運営に関する基準	・障害福祉サービス事業に従事する従業者及びその員数並びに 地域活動支援センター及び福祉ホームに配置する従業者及びそ の員数	標準(員数)
			・障害福祉サービス事業に係る居室及び病室の床面積並びに福祉ホームに係る居室の床面積	
			・障害福祉サービス事業の運営に関する事項であって、障害者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの運営に関する事項であって、障害者等の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの	
	第84条 第1項	障害者支援施設の設備及 び運営に関する基準	・障害者支援施設に配置する従業者及びその員数	標準(員数)
			・障害者支援施設に係る居室の床面積	
			・障害者支援施設の運営に関する事項であって、障害者の適切な 処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものと して厚生労働省令で定めるもの	

法 律 名	条項(一括法後)	概 要	「従うべき基準」とされている内容	第3次勧告 条例制定基準
就学前の子どもに 関する教育、保育の 総合的な提供の 推進に関する法律	第3条 第1項	入所又は入園資格に関す る基準	・幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと	
			・保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと	
			・子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと	
	第3条 第3項	入所又は入園資格に関す る基準	・次のいずれかに該当する施設であること イ 幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子 どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう 保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施 設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること ロ 幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引 き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した 教育及び保育を行うこと	
			・子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと	

# 2. 第2次一括法・個別法等(第2次見直し)

法 律 名	条項(一括法後)	概要	「従うべき基準」とされている内容	第3次勧告 条例制定基準
児童福祉法	第21条の5の15 第2項	指定障害児通所支援事業 者の指定基準	・指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者 の法人格の有無に係る基準	
	第24条の9 第2項	指定障害児入所施設の指 定基準	・指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準	
食品衛生法	第29条 第1項・3項	食品衛生検査施設の施 設・設備等基準	・製品検査及び収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を行う検査施設の設備(機械及び器具を含む。)	
(政省令対応)	第29条 第2項・3項	食品衛生検査施設の施 設・設備等基準	・収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に係る事務を 行う検査施設の設備(機械及び器具を含む。)	
医療法	第7条の2 第4項	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準	・病院等の病床数算定に当たっての補正の基準	
	第7条の2 第5項	病院及び診療所の既存の 病床数を算定する場合の 介護老人保健施設に係る 入所定員数に関する基準	・病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保 健施設に係る入所定員数に関する基準	
	第18条	病院及び診療所の薬剤師 の配置に関する基準	・病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準	
	第21条 第1項		・薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の 資格並びにその配置する員数に関する基準並びに看護補助者の 員数に関する基準	標準 <sup>※1</sup>
	第21条 第2項	療養病床を有する診療所 の医師及び歯科医師以外 の従業者の配置に関する 基準	・看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する 基準並びに看護補助者の員数に関する基準	標準 <sup>※2</sup>
	第39条 保護施設の設備及び運営 に関する基準	保護施設の設備及び運営	・保護施設に配置する職員及びその員数	標準(員数)
生活保護法			・保護施設に係る居室の床面積	
		・保護施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの		

法 律 名	条項(一括法後)	概要	「従うべき基準」とされている内容	第3次勧告 条例制定基準
社会福祉法	第65条 第2項	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準	・社会福祉施設に配置する職員及びその員数	標準(員数)
			・社会福祉施設に係る居室の床面積	
			・社会福祉施設の運営に関する事項であつて、利用者の適切な処 遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとし て厚生労働省令で定めるもの	
職業能力開発促進 法	第28条 第1項	職業訓練指導員の資格に 関する基準	・公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準	
	第70条 第2項	指定居宅サービス事業者 の指定基準	・指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の 法人格の有無に係る基準	
介護保険法 (個別法対応)	第78条の2 第1項	指定地域密着型介護老人 福祉施設の指定に関する 基準	・指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、 指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準	標準(利用定員)
	第78条の2 第4項	指定地域密着型サービス 事業者の指定に関する基 準	・指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準	
	第86条 第1項	指定介護老人福祉施設の 指定基準	・指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準	標準(利用定員)
	第115条の2 第2項	指定介護予防サービス事 業者の指定基準	・指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準	
	第115条の12 第2項	指定地域密着型介護予防 サービス事業者の指定基 準	・指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準 のうち、申請者の法人格の有無に係る基準	
障害者自立支援法	第36条 第3項	指定障害福祉サービス事 業者の指定基準	・指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準	

<sup>※1</sup> 薬剤師、准看護師、看護補助者、栄養士の員数。 看護師については、地方分権改革推進委員会第2次勧告(H20.12.8)において、義務付け・枠付けの存置を許容するメルクマールVに該当。

〇「第3次勧告条例制定基準」の空欄条項については、「参酌すべき基準」は許容。

### !(参考) 地方分権改革推進委員会 第3次勧告 ~抜粋~

### !「従うべき基準」

- 「① 当該施設・公物の利用者の資格のうちの基本的な事項について特に「従うべき基準」を示す必要が 「 ある場合
- 1 ② ①のほか、当該施設・公物の本来的な性格・機能等に係る基本的な枠組みを定める場合
- 「③ 当該施設・公物において必要とされる民間共通の士業等の資格について特に「従うべき基準」を示 「 す必要がある場合

#### ݛ ぱ標準」

□ ① 当該施設・公物について全国的見地から一定のサービス水準を維持するために利用者の数、施設・□ 公物に配置する職員の数について特に「標準」を示す必要がある場合

<sup>※2</sup> 准看護師の員数。 看護師、看護の補助者については、地方分権改革推進委員会第2次勧告(H20.12.8)において、義務付け・枠付けの存置を許容するメルクマールVに該当。